

ベトナムにおける「明郷」の家譜と社会組織に関する 人類学的研究

－クアンナム省・ホイアンの事例から－

NGUYEN Thi Thanh Ha

広島大学大学院総合科学研究科

Anthropological Study of Genealogy and Social Organization of “Minh Huong” in Vietnam

NGUYEN Thi Thanh Ha

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

論文の要旨

本論文は、ベトナムの社会と文化に関する人類学的研究の試みである。研究対象とした協力者は、ベトナム中部クアンナム省・ホイアン (Hội An、漢字表記では「会安」) に居住する「明郷」とその子孫と自称する人々である。本論文の主目的は、ベトナムの社会的文化的文脈における「明郷」カテゴリーの実像と、同カテゴリーを成立させ、持続させてきた論理を明らかにすることにある。ホイアンは、1999年に、ユネスコの世界文化遺産に登録されたことで知られる。収集した一次資料は、2015年4月から2016年3月にかけての参与観察に基づいている。本論文は、序章と4章で構成される。

本論文の人類学的射程を明示した序章に続き、第1章は、主にベトナム語及び日本語文献に依拠しながら、先行研究に批判的評価を加え、17世紀から現在に至るまでの「明郷」という呼称をめぐる歴史の変遷を俯瞰することでその明確化を試みるとともに、併せて調査地ホイアンを概観した。

「明郷」という呼称の起源は、中国の明末清初

の時期である1644年から17世紀末に遡る。同時代にベトナムに移住してきた中国系移民集団が起源で、当時「明香社」と称された。彼らの中には、清の統治に服従することを潔しとしない明朝遺民も一部含まれ、ホイアンにも居を定め、歴史的には、1650年頃までに集落形成がなされたと推測されている。「明香」という名称は、ベトナムの公的歴史の記録では18世紀後半から、地方地誌の記録では17世紀末に出現する。1802年に成立した阮朝は、経済開発、人口増加などを目的に、それまで流入していた中国系移民とベトナム人女性との混血に「明郷」という組織を作らせる政策を施行した。また新しい流入者管理のため、幫組織も創設させた。1827年には「明香社」は「明郷社」と改称される。「香」と「郷」は現ベトナム語で同音である。この「明郷」に対し、1849年から阮朝の官吏登用試験の受験資格を認められ、公職に就くことになり、土着化が進んだと考えられている。フランス植民地期の「明郷」は、植民地政府の政策により、法的にベトナム人になったり、あるいは華人になったりするような曖昧な位置付けにあったという。

1950年代以降、新政府の同化政策により、それまでの「明郷」は、正式にベトナム国籍を持つベトナム人と規定され「明郷」という名称が公的行政上文書から消える。また1975年以降の民族政策下、「明郷」はベトナム人で、その殆どはマジョリティである「キン族」の民族籍を持ち、法的には一般的なベトナム人と不可分な存在となり、現在に至っている。ホイアンでは、世界文化遺産登録後、「明郷」とその子孫と称する人々が集う明郷会館という施設が復活し、「明郷諸族派」による様々な日常実践がなされている。そこでは「ホイアンを創った先人は、明末清初に移住した明朝の遺臣・遺民という明郷人で、明郷はその代々の子孫である」という物語も共有されている。

第2章では、第1章での歴史学的見解と明郷会館での物語の存在を前提に「明郷」の自画像を明らかにするために、「明郷」と自称する人々の家に保管されていた21件の家譜を取り上げ、当事者の歴史認識という視点から分析を加えた。その結果、殆どの家系が18世紀後半以降に来越していること、また世代数が少なく、19世紀後半から来越した家系も認められた。明末清初に移住し、ベトナムにおける「明郷」発祥の地ホイアンを創った「明郷」という歴史認識とは、明らかに差異が認められる。

一方、20世紀後半、特に1990年代以降現ベトナム語で編纂・再編纂された家譜で、自らの家系の歴史を明末清初の「明香社」の成立の時代と密接に関連付けて物語化しようとする、あるいは「明香社」創建に貢献した前賢の子孫という起源をテキスト化する動きも認められる。このような動向は、ベトナム政府による華人政策・民族政策の実施、中越間の政治的関係の状況、1990年代になって本格化するホイアンの世界文化遺産登録申請を含めた観光開発の実施などの複合的な社会関係を背景にしていると考えられ、歴史的文脈における自画像の表象である家譜は、多様に構築・再構築され、現在ホイアンに生きる子孫の人々の日常実践に様々な形で影響を与えているのである。

第3章は、「明郷」とその子孫と自称する人々が集う施設である明郷会館での諸儀礼と、それを

支える社会組織の実像についての民族誌的記述とその分析である。

1945年以降、行政単位としての「明郷社」が解体され「明郷」組織は弱体化するが、少なくとも1974年までは、以前からの公的財産による経済的利益と、その管理組織を基盤に、ホイアンに残っていた明郷村民の共同体が維持されていたという。またこの時期、ホイアンの中心的な信仰的施設である関帝廟が、明郷村民の「華人系」文化と、五幫の華人との交流の実践の場として機能し、明郷村共同体の「華人系」要素の維持に貢献していた。ところが1975年以降、国際関係を反映した「中国系」に対するベトナム政府による敵視と公的財産没収などの事態を受け、村名も消され、政治的社会的に多様な立場にいた村民間にも対立関係が生じ、共同体も衰退の一途を辿った。

1990年代以降、中越関係の正常化に伴い「中国系」に対する敵視の眼差しも希薄化する。国家指定歴史文化遺跡に登録されたホイアンでは、観光開発開始を背景に、明郷会館の管理権返還を行政に請求するために「明郷諸族派」が結成され、運動に着手する。諸活動の結果、会館は、1993年に国家指定歴史文化遺跡に登録され、1996年には管理権返還が成就する。この出来事は、ホイアン「明郷」の歴史的位置が政府に評価されたことを意味した。並行して「明末清初に移住した明郷の子孫」と主張する人々も登場し始めた。この1990年代に登場した「明郷諸族派」の核メンバーと新メンバーにより「明郷」組織が再構築されたのである。

この章の後半では、現在の明郷会館での諸儀礼という日常実践の記述も行った。同儀礼は、基本的に再構築された新「明郷」組織の代表である「明郷諸族派会同代表委員会」というグループにより実施されているが、その殆どの「華人系」儀礼は2010年から新しく始められたものである。その実践内容には、政府による暗黙的管轄の介入への意識、明郷会館修復事業への政府の財政支援を背景に、個々の「明郷」に対する歴史認識に基づき、現実には、一方で「華人系」要素を部分的に採り入れ、他方でベトナム化された「明郷」の文化的表象を作り出している様相が認められるので

ある。

第4章では、ホイアンの世界文化遺産登録の過程における華人・「明郷」の政治的社会的再定義の文脈での「明郷」の位置付けを明らかにし、ホイアンで「明郷」カテゴリーを現在まで持続させてきた論理を考察した。

1986年からベトナム共産党主導のドイモイ政策の方針に基づき、ホイアンの世界文化遺産登録を含めた観光開発による中部地域の経済発展を目指した政策が施行され、日本からの資金的支援によるホイアン街の修復事業が1990年代から促進された結果、1999年にホイアンの世界文化遺産登録が実現する。

中越間の国際関係が緊張していた時期は、ホイアンを創った先人とされる中国系移民をルーツ(Roots/Routes)に持つ華人・「明郷」は、国家政策の周縁的存在であり、特に公的にはベトナム人となった「明郷」カテゴリーに帰属意識を有する人々は微妙な立場にあった。その後、上述の緊張関係が弛緩し、使用・管理権が返還されたものの、集うべき拠点である明郷会館は老朽化し修復が必要不可欠となり、「明郷社」があった時期からの「華人系」の信仰の場である関帝廟は管理権が没収されたままであった。華人会館の維持には在外華人が資金的援助を行っていたが、「明郷」側にはその手段がなかったのである。

ところが世界文化遺産登録という国際的評価は、明郷会館に対する文化的再定義と観光収入による経済的利益への期待に結び付き、同会館は、2004年から2009年まで政府の財政支援により二度修復される。その外観はかつての洋風ではなく、明らかに「華人系」の表象となった。直後の2010年からは観光名所リストに加えるようになり、観光資源として公的にホイアンの「華人系」表象の一箇所として認められるに至ったのである。

結論では、上記の考察を踏まえ、ホイアンの「明郷」の自画像、及び「明郷」カテゴリーの論理に関して、総合考察を行った。

「明郷」カテゴリーは歴史的に変化してきた。同カテゴリーを実体化する民族的文化的内容を必ずしも伴わない。従って「明郷」カテゴリーの論

理は、時代の政治的社会的変動に影響されてきたのである。現在ホイアンで一般的に認められている「明郷」の歴史は、「明郷」とその子孫と自称している人々の家で保管されてきた家譜で確認した歴史的自画像とは必ずしも一致しない。一方、「明郷」への帰属意識が濃い家系では、ベトナム語による家譜の翻訳や編纂・再編纂が行われている。他方、家譜に表象されるルーツに対して殆ど関心を示さない家系もある。明郷会館に集う「明郷」組織の人々も公的歴史の主体ではない。明郷会館での諸儀礼という日常実践の分析から明らかになったのは、固定化された「明郷」の文化が存在するのではなく、その日常実践の文脈において繰り返し、再確認されている「明郷」カテゴリーの実像である。その実像を結ぶことに結果的に貢献したのが、ホイアンの世界文化遺産登録による「明郷」という呼称のテキスト化・定式化だったのである。